

東京大学地震研究所 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数：学術専門職員 1名
2. 契約期間：令和6年6月1日～令和7年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合があります。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上、判断する。更新する場合は年度ごとに行い、更新回数は4回、在職できる期間は令和11年3月31日（プロジェクト終了日）を限度とし、以後更新しない。
4. 試用期間：採用された日から14日間
5. 就業場所：地震研究所（東京都文京区弥生1-1-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属：東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究センター
7. 業務内容：南太平洋島嶼国（トンガ王国 / バヌアツ共和国 / フィジー共和国）とのSATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム推進のため、以下のプロジェクト支援業務を行う。（プロジェクト概要：https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0509_tonga.html）
 - ① 報告書、レポートのとりまとめ
 - ② プロジェクトの進行および予算執行を含めた業務管理
 - ③ 先方への機材供与の管理
 - ④ 国内会議運営補助
 - ⑤ 外国人招聘の手続き、海外・国内出張手続き（学外協力者も含む）
 - ⑥ 研究全体を遂行するための JICA（国際協力機構）・JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）との連絡窓口業務
 - ⑦ ホームページ等の広報媒体の制作・運用支援
8. 就業日・就業時間：週4日
1日7時間（例：8:30～16:15 休憩45分間）
※時間外労働を命じることがある。※就業日、就業時間については応相談
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
11. 賃金等：時給1,600円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。
通勤手当（原則55,000円まで）、超過勤務手当
12. 加入保険：法令の定めるところにより、文部科学省共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

13. 応募資格 : プロジェクト支援業務遂行のため、以下の知識や経験等を有すること。
- ・ 研究プロジェクト運営・管理に必要な知識と経験を有すること。
 - ・ 予算執行管理に関する知識と経験を有すること。
 - ・ 和文英訳や海外研究者との連絡調整を円滑に進めるに必要な実務英語能力を有すること。
 - ・ 研究成果の発信やプレゼン資料の作成の経験があることが望ましい。
 - ・ 国際協力や国際交流に意欲のあること。
14. 提出書類 : ア) 東京大学統一履歴書 (以下の URL からダウンロードし作成すること。また、E-mail アドレスを必ず記載すること。)
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
イ) 職務経歴書 (様式自由)
「13. 応募資格」に関するこれまでの経験を記載すること。
ウ) この業務に関する抱負について記述したもの (A4 用紙 1 枚程度)
15. 応募締切 : 令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午後 5 時 必着
16. 選考方法 : 書類審査および面接による。書類審査合格者のみ、面接の詳細をご連絡します。
17. 書類提出方法: web 応募 所定場所へのアップロード
事前に、件名を「学術専門職員 (火山噴火予知研究センター) 応募」としたメールを、下記の庶務チーム (人事担当) まで送付すること。担当から書類送付先フォルダを連絡するので、応募期限までに、応募書類一式をフォルダにアップロードすること。
東京大学地震研究所 庶務チーム (人事担当) E-MAIL jijin@eri.u-tokyo.ac.jp
電話 03-5841-8789
18. 問い合わせ先: 東京大学地震研究所 火山噴火予知研究センター 市原
TEL : 03-5841- 1049 E-mail : ichihara@eri.u-tokyo.ac.jp
19. 受動喫煙防止措置の状況: 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)
20. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学
21. その他 : 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。
「東京大学男女共同参画加速のための宣言 (2009. 3. 3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。